

○後志広域連合電算システム構築事業検討委員会設置要綱

〔平成20年1月9日〕
要綱第1号

(設置)

第1条 後志広域連合に後志広域連合規約（平成19年市町村第138号指令。以下「規約」という。）第4条第2号及び第3号に掲げる事務を処理するための電算システムを導入するため、後志広域連合電算システム構築事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、後志広域連合長（以下「連合長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項について、協議又は調整するものとし、委員会の協議経過及び結果について連合長に報告するものとする。

- (1) 電算システムの円滑な導入に関すること。
- (2) 電算システム構築事業仕様書の作成に関すること。
- (3) 電算システム構築事業の進捗状況の監理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、規約第2条に定める関係町村の副町村長、国民健康保険事業担当者、介護保険事業担当者、電算業務担当者等の職にある者のうちから、別表第1に掲げるものをもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会議の座長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第6条 委員会は、第2条各号に掲げる事項を円滑に処理するため、次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

- (1) 国民健康保険専門部会
 - (2) 介護保険専門部会
- 2 部会は、別表第2に掲げる者（以下「部員」という。）をもって構成する。
 - 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は委員長が指名し、副部会長は部員の中から部会長が指名する。

- 4 部会長は、部会を招集し主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、部会の検討等の結果を委員会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて、関係職員等の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置き、後志広域連合事務局の総務課、国民健康保険課及び介護保険課がこれに当たる。

- 2 事務局の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月9日から施行する。

別表第1（第3条関係）

町村名	職名
島牧村	副村長
黒松内町	保健福祉課主査
蘭越町	住民課国民健康保険係長
ニセコ町	副町長
真狩村	住民課長
留寿都村	保健医療課長
喜茂別町	副町長
京極町	健康推進課介護保険係長
倶知安町	住民課国民健康保険係長
共和町	住民福祉課健康推進係主事
泊村	副村長
神恵内村	住民課長
積丹町	住民福祉課長
古平町	総務課総務係主任
仁木町	企画課情報推進係長
赤井川村	副村長

別表第2（第6条関係）

国民健康保険専門部会

町村名	職名
蘭越町	住民課国民健康保険係長
真狩村	住民課長
倶知安町	住民課国民健康保険係長
積丹町	住民福祉課長
古平町	総務課総務係主任

介護保険専門部会

町村名	職名
黒松内町	保健福祉課主査
留寿都村	保健医療課長
京極町	健康推進課介護保険係長
共和町	住民福祉課健康推進係主事
神恵内村	住民課長
仁木町	企画課情報推進係長